

接骨院・整骨院に健康保険でかけられるとき・かけられないとき

スタート

痛みの原因は次のどちらですか？

1 転んで打った、ひねったなど
負傷原因のはっきりした外傷性の痛みだ

2 内科的病気が原因の痛み、又は昔からの
慢性的な痛み、あるいは原因不明の痛みだ

1の場合

健康保険では
かけられません



2
の場合

例・過去に負傷し、治ったところが自然に痛み出したとき
・神経痛、ヘルニア、リウマチ、脳疾患後遺症などによる痛み

次のうち、どの疾患ですか？

骨折

脱臼

打撲

ねんざ

挫傷※1

接骨院・整骨院にかかることについて、医師の同意は得ていますか？

YES

健康保険で
かけられます



NO

健康保険では
かけられません※2



※2応急手当の場合は、
健康保険でかけられます。

※1 肉ばなれなど、
筋・腱の損傷

健康保険で
かけられます



例

- ・スポーツの試合で足首をひねり、痛む
- ・重い物を持ち上げたときに腰を痛めた

1.2のいずれにも



該当しない、下記のようなケースは、健康保険ではかけられません。

例

- ・スポーツ等が原因の筋肉疲労
- ・日常生活等での単なる肩こり
- ・医療機関で治療を受けながら同じ負傷箇所の施術を受けている
- ・仕事中や通勤途中のけが

なお、交通事故など第三者行為によるけがで健康保険を使う場合、健康保険組合に必ず連絡してください。

*健康保険は治療を目的としたものです。施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察をお勧めします。